

多摩市グリーン購入推進方針

令和2年9月1日 一部修正

私たちは豊かさを享受する替わりに、地球温暖化、オゾン層の破壊、大気、水、土壌の汚染等深刻な環境問題をもたらした。このみどり豊かな地球環境を維持するためには、持続可能な循環型社会を構築して行かなければならない。そのために「多摩市グリーン購入推進方針」を策定し、品質や価格だけではなく環境に配慮した物品等を優先的に調達するなど、環境への負荷を極力低減するよう努める。

1 目的・意義

多摩市が行う事業において、その必要となる原材料、部品、製品及び役務（以下「物品等」という。）について、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）を調達することにより、環境負荷の低減を図る。また、市が率先して環境物品等を購入することにより、市民や事業者の環境に配慮した消費行動や環境負荷の少ない事業活動への転換を促すことを期待するものである。

2 定義

「グリーン購入」とは、購入の必要性を十分に考慮し、環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先して購入することをいう。

3 対象とする範囲

市が調達する全ての物品及び公共工事における資材・建設機械・工法及び目的物等に次の「4 物品調達の基本的な考え方」を適用する。

また、調達頻度が高く、かつ数値等により明確な判断の基準が設定できる物品等を「特定調達品目」とし、積極的にグリーン購入の推進を図る。その品目及び調達にあたっての判断基準を「グリーン購入ガイドライン」に定める。

＜特定調達品目とするもの＞

- (1) 消耗品及び備品の購入のうち調達頻度が高く、かつ数値等により明確な判断の基準が設定できるもの。
- (2) 印刷製本の発注。
- (3) 公共工事における資材、建設機械、工法及び目的物。

4 物品調達の基本的な考え方

物品の使用量の節減、有効利用を推進することを第一とし、調達する際には、環境に与える負荷の少ない製品を優先的に購入するため、以下について考慮する。

(1) 必要性の考慮

- ア 物品等を購入する前に必要性と適正量を十分検討し、調達量を最小限に抑える。
- (2) 環境に配慮した物品調達のために考慮する事項
- ア 耐久性に優れている、長期に渡る修理体制が充実している等、長期使用が可能のこと。
- イ 再生材を用いていること。（再生紙、再生樹脂等）
- ウ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- エ 廃棄の際分別が容易で、適正な処理・処分が可能のこと。
- オ 内容物の交換、補充、詰替えが可能で、本体を繰り返し使用することができるもの。
- カ リサイクルが可能であること。
- キ 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。

5 環境に配慮した物品調達の推進方法

- (1) 特定調達品目を調達する場合は、「グリーン購入ガイドライン」に従い、品目別の選択基準を満たすものを調達することを原則とする。また、選択基準によりがたい場合は、「環境に配慮した物品調達のために考慮する事項」に沿って物品を選択するよう努める。その判断基準として、「エコマーク」「グリーンマーク」「国際エネルギー・スターロゴ」など第三者機関又は国、都道府県及び公的機関が認定するもの又はこれらと同等なもののラベリング制度を活用すること。
- (2) ガイドラインに定めのない品目を調達する場合においても、「環境に配慮した物品調達のために考慮する事項」に沿って物品等を選択するよう努める。その判断基準としては、上記（1）と同様とする。
- (3) グリーン購入を率先して推進する以下の課は、環境に配慮した物品調達の推進に必要な情報について、各課への情報提供に努める。

ア 物品購入について（単価契約物品を含む消耗品、備品他）	・・・・・・・・・・・・	総務契約課
イ 公共工事について	・・・・・・・・・・・・	施設保全課、道路交通課
ウ 方針の考え方、環境に係る事項、普及・啓発等及び会議運営について	・・・・	環境政策課

6 その他

新型コロナウイルス感染者等の感染症蔓延防止のため、環境に配慮した物品の調達やリユース・リサイクル等を行うことが適当でない場合は、本方針の限りではない。

附則

本方針は、平成18年9月1日から実施する。